

令和8年度秋田市文化振興助成事業

申請期間：令和8年2月6日（金）～2月25日（水）

市民の文化活動を応援します！

秋田市では、「秋田市文化振興基金」を活用し、
市民の皆さんの自主的な文化活動を助成しています。

募集部門は、次の2部門です。

募集部門	1. 一般助成事業	2. ヤングクリエイター助成事業
対 象	広く一般市民に公開され、本市の芸術・学術文化の向上に寄与する事業 - 秋田市在住の個人 - 秋田市に拠点を置き、秋田市内で活動している団体 * 毎年同規模で行われている事業は、助成対象外となります。	若年層による新たな取り組みや本市の芸術・学術文化の活性化につながる事業 - 秋田市在住の18歳以上40歳未満の個人 18歳以上40歳未満の方が過半数を占め、秋田市内で活動している団体 * 毎年同規模で行われている事業は、3回を限度に助成対象とすることができます。
助成割合	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内（上限30万円）	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内（上限20万円）
共通要件	- 一定の活動実績を有し、事業を完遂できる見込がある。 - 会計処理が明確である。 - 団体の場合は一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかである。 * 毎年同規模で行われている事業のうち周年・記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや新たな企画については対象となる場合がございます。 * 国・県等からの助成等があるもの、宣伝・営利等を目的とするものなど、対象とならない事業もありますので詳細は募集要項をご参照ください。	
交付決定	秋田市文化振興審議会（3月下旬予定）での審議を経て、4月に助成金交付の可否および助成金額を決定します。	
募集要項 申請様式	△申請の前に必ず募集要項をお読みください△ 秋田市公式ホームページまたは秋田市文化振興課窓口で入手できます。 ★ホームページ https://www.city.akita.lg.jp/index.html より、 広報ID「1002416」で検索！	
提出方法 申請期間	メール・郵送・窓口のいずれかの方法でご提出ください。 申請期間：令和8年2月6日（金）～2月25日（水）	



ホームページ

* 本事業の実施は、市議会における令和8年度予算の議決をもって正式に決定します。予算の成立状況等により、変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

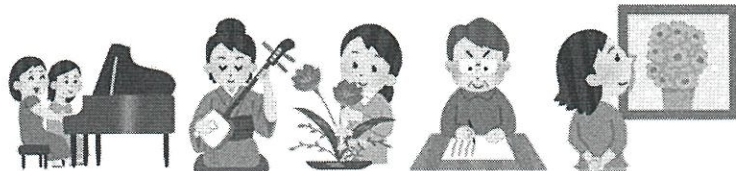
【問い合わせ先・提出先】

秋田市観光文化スポーツ部 文化振興課 振興担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-888-5607
E-mail ro-edcl@city.akita.lg.jp

<これまでの事業例>

- 芸術に関するコンサートなどの公演や展覧会
- 学術に関するシンポジウムや講演会
- 広く市民が活用できる秋田市に関する研究成果の刊行

秋田市の文化振興助成事業を
活用してみませんか！



（参考）交付対象経費

交付対象経費は、令和 8 年度内に事業を行うために直接必要な経費です。
対象となる主な経費の例は、以下のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。

交付対象経費	具 体 例
出演料・謝金	出演者報酬、講師謝金、事業協力者謝金等
旅費	出演者や講師の交通費、宿泊費
会場費	会場使用料、会場附帯設備使用料（本番および本番と規模・会場等を同じくするリハーサル）
舞台費・設営費	大道具、小道具、衣装、照明、音響、映像、楽器借料、調律料、会場設営・撤去費、展示工作費、機材借料等
宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌等）、看板製作費等
印刷製本費	書籍印刷、パンフレット（プログラム）、ポスター等（単価・部数を記載）
記録費	録画・録音・写真費（活動成果として記録するものに限る）
通信運搬費	機材運搬、作品搬入・搬出、連絡経費（電話代を除く）
その他	上記以外で特に必要と認められる経費（著作権使用料、入場券販売手数料等）

（参考）交付対象外経費

交付対象外経費は秋田市文化振興事業助成金交付要綱第 3 条より、以下のとおりです。

交付対象外経費	具 体 例
団体の運営に係る経費	内部講師（申込団体の構成員）にかかる経費など
団体の構成員の人件費および謝礼等に係る経費	助成申請者・申請団体の構成員にかかる交通費・宿泊費、駐車料金、ガソリン代など
会議等の開催に係る経費 （会場費、飲食代等をいう。）	会議等に伴う経費（会議会場費、パーティー開催費、交通費等）など
賞金、賞品、記念品等に係る経費	記念品代、花束代、コンクールなどの賞金代・賞品代など
伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費	助成申請する事業以外でも使用できる備品の購入など
前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費	礼状通信など